

# 被災代替償却資産特例適用申告書

年 月 日

札幌市長（宛）

（申告者）

氏名又は名称

印

住所又は所在地

〒

電話

個人番号又は法人番号  
（右詰で記載）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

により被害を受けた償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産について、地方税法第349条の3の4の規定の適用を受けるため、申告します。

記

## 1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
被災償却資産			

## 2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額	(円)
構築物及び建物附属設備			
機械及び装置			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具、器具及び備品			
合計			

## 3 被災償却資産に係る減免適用状況

減免申請の有無	有 ・ 無
---------	-------

震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の所有者等が、被災区域内に当該震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に、当該被災償却資産に代わるものと市長が認める償却資産（以下「代替償却資産」という。）を取得し、又は改良した場合、当該代替償却資産が取得等された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分限り、課税標準を価格の2分の1の額とする。（地方税法第349条の3の4第1項）

## 1 被災償却資産の所有者等(政令第52条の13の2第1項)

- (1) 被災償却資産の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 被災償却資産が法第342条第3項の規定により共有物とみなされたものである場合、当該被災償却資産の買主
- (3) 被災償却資産の所有者に相続があったときにおけるその者の相続人
- (4) 被災償却資産の所有者が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

※ 被災償却資産の所有者とは、震災等発生日現在の所有者をいう（震災等発生日現在で償却資産を所有しておらず、震災等発生日後に新たに取得した場合は対象となりません。）。

## 2 被災区域(政令第52条の13の2第2項)

震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域をいう。

## 3 償却資産が共有物である場合の適用を受ける部分(政令第52条の13の2第3項)

- (1) 被災償却資産が共有物である場合、1(1)に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合に応ずる部分
- (2) 代替償却資産が共有物である場合、1が有している代替償却資産に係る部分の割合の合計に応ずる部分
- (3) 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合、1に掲げる各所有者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が1(1)に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

## 4 被災償却資産の要件

原則として当該震災等発生年度において、損害があることにより減免の適用を受けたものであること

## 5 代替償却資産の要件

- (1) 取得した償却資産
    - ・ 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
    - ・ 代替されることとなる被災償却資産が当該震災等発生年度において、損害があることにより減免が適用された場合で、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）もの
- ※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。
- (2) 改良した償却資産
    - ・ 当該償却資産の改良が行われた部分

## 5 その他の特例措置の対象となる場合(法附則第15条の3の2)

地方税法第349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。

## 6 添付書類(写しで可)(政令第52条の13の2第4項、省令第12条の3の2)

- (1) 代替償却資産対照表
- (2) 被災償却資産が震災等により被害を受けたことを証する書類（減免の適用を受けた事実を確認できる書類等）
- (3) 被災償却資産が存在したことを証する書類（被災年度分の評価証明書等）
- (4) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類（被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことがわかる書類等）
- (5) その他
  - ・ 震災等が発生した年の1月2日から震災等発生日の前日までの間に取得し、被災した償却資産については、震災等発生日に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書、売買契約書等）
  - ・ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。
    - 1(2)の場合：被災償却資産に係る売買契約書
    - 1(3)の場合：戸籍謄本（法定相続情報証明で代用可）及び遺産分割協議書
    - 1(4)の場合：登記事項証明書

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

## 7 提出期限

代替償却資産を取得又は改良した日の属する年の翌年の1月31日

## 8 記載要領

- (1) (申告者)氏名又は名称  
申告者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- (2) 代替償却資産の種類別内訳  
「代替償却資産対照表」に挙げられた代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。
- (3) 当該震災等に係る減免適用状況  
被災償却資産について、当該震災等に係る減免申請を行っているかどうかを記載してください。  
※ 必要に応じて被災償却資産の存在した市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。